

## 議案第7号

和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例を定めることについて

和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例を次のとおり定める。

和光市避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号。以下「法」という。）及び和光市地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者に対する避難支援等を実施するための基礎となる名簿の作成及び避難支援等関係者への提供に関し必要な事項を定め、避難支援等関係者による災害時の円滑かつ迅速な避難支援等の実施を支援し、もって避難行動要支援者の生命及び身体を災害から保護することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 避難行動要支援者 法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者であって、規則で定めるものをいう。
- (2) 避難支援等 避難の支援、安否の確認その他の避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために必要な措置をいう。
- (3) 避難支援等関係者 法第49条の11第2項に規定する避難支援等関係者であって、規則で定めるものをいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例における用語の意義は、法において使用する用語の例による。

(避難行動要支援者名簿の作成)

第3条 市長は、避難行動要支援者に対する避難支援等を円滑に行うことができる体制を整備するため、当該避難支援等を実施するための基礎となる名簿（以下「避難行動要支援者名簿」という。）を作成しなければならない。

(名簿情報の提供)

第4条 市長は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者に対し、前条の規定により作成した避難行動要支援者名簿の写し（以下「名簿情報」という。）を提供するものとする。

- 2 前項の規定による名簿情報の提供は、避難行動要支援者本人の同意を得た上で行わなければならない。ただし、本人の同意を求めた場合において、本人による不同意の意思が明示されなかったときは、本人の同意を得ているものとして取り扱うものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、市長は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に

において、避難行動要支援者の生命又は身体を災害から保護するために特に必要があるとき認めるときは、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等関係者その他の者に対し、名簿情報を提供することができる。

(名簿情報の漏えいの防止のための措置)

第5条 前条第1項又は第3項の規定により名簿情報の提供を受けた者（以下「名簿受領者」という。）は、提供を受けた名簿情報の漏えいの防止のために必要かつ適切な措置を講ずるものとする。

(利用及び提供の制限)

第6条 名簿受領者は、避難支援等の用に供する目的以外のために名簿情報を自ら利用し、又は名簿情報の提供を受けた者以外の者に提供してはならない。

(名簿情報の保護及び守秘義務の確保)

第7条 名簿受領者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 名簿情報及び避難支援等を行う上で知り得た個人の秘密を第三者に漏らさないこと。
  - (2) 名簿情報を紛失等がないように適正に管理すること。
- 2 名簿受領者は、前項各号のいずれかに反する事態が生じたときは、直ちに市長に報告しなければならない。
- 3 市長は、名簿受領者に対し、名簿情報の保護に関する指示及び調査を行うことができる。
- 4 市長は、名簿受領者が名簿情報を適正に管理することができないと認めるとき又は必要としなくなったときは、名簿情報を返還させるものとする。

(個別避難計画の作成等)

第8条 市長は、第3条の規定により避難行動要支援者名簿を作成した避難行動要支援者（以下「登録者」という。）ごとに、登録者の同意を得て、個別避難計画を作成するものとする。

- 2 市長は、個別避難計画の作成に当たっては、必要に応じ、避難支援等関係者と協議を行うものとする。

(準用)

第9条 第4条から第7条までの規定は、個別避難計画について準用する。この場合において、これらの規定中「名簿情報」とあるのは「個別避難計画情報」と、「避難行動要支援者名簿」とあるのは「個別避難計画」と、「名簿受領者」とあるのは「個別避難計画受領者」と、第4条第1項中「避難支援等関係者」とあるのは「避難行動要支援者の避難支援等を行う者（以下「避難支援者」という。）及び避難支援等関係者」と、「前条」とあるのは「第8条」と、同条第2項中「避難行動要支援者本人」とあるのは「避難行動要支援者本人及び避難支援者」と、第5条中「前条第1項又は第3項」とあるのは「第9条において準用する前条第1項又は第3項」と読み替えるものとする。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、第4条から第7条まで及び第9条の規定は、令和9年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 第4条から第7条まで及び第9条の規定を施行するために必要な準備行為は、令和9年4月1日前においても行うことができる。

令和8年2月19日提出

和光市長 柴崎 光子

提 案 理 由

災害対策基本法及び和光市地域防災計画に定めるところにより、避難行動要支援者名簿及び個別避難計画に関し、作成や提供に必要な事項を定めたいので、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、この案を提出するものである。